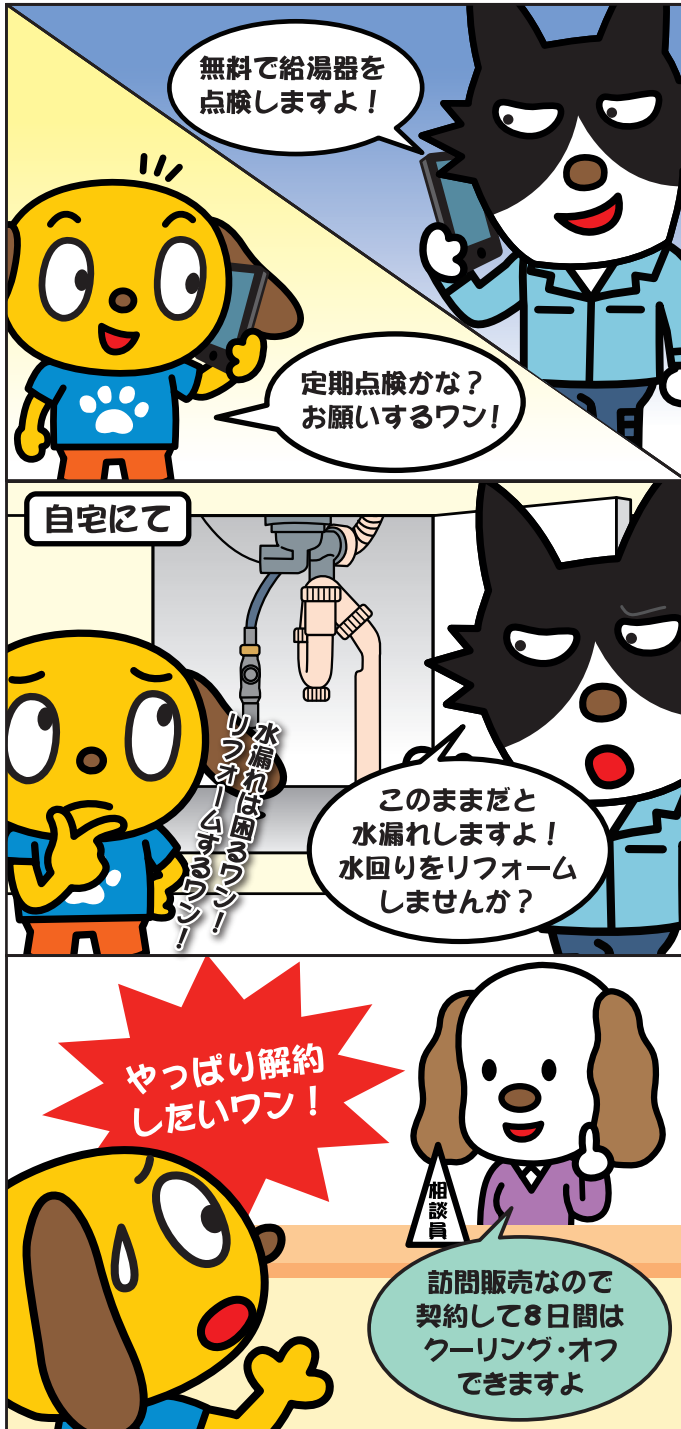


給湯器の点検商法に注意



【事例】

自宅マンションに給湯器の無料点検に行くという電話があった。ガス会社の定期点検かと思いきや、給湯器の点検が終わると、「給湯管が古くなっている」と言って、洗面台やキッチンの流し台の配管の点検を始めた。「給水管も古くなっているのでこのままだと水漏れする。配管工事をするならついでに洗面台や浴室もリフォームしたらどうか」といわれ、高額なリフォーム契約をしてしまった。点検に来たのはガス会社ではなく別会社だった。解約したい。

【アドバイス】

事例の場合は訪問販売に当たるため、契約書をもってから8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

無料点検と称して家に上がり込み、給水管などから水漏れする恐れがあると不安をあおって水回りのリフォーム工事の契約をさせるケースがあります。訪問した事業者の話を鵜のみにせず、マンションの管理会社などから情報収集をして、本当に必要な工事なのか慎重に検討しましょう。長時間の勧誘を受けたり、今日契約しないとキャンペーン価格の適用にならないなどと契約を急かされた場合は、一旦冷静になって考え、誰かに相談するなどしてその場で契約をしないようにしましょう。



誰かに相談するなどして、その場ですぐに契約しないことだワン!